

令和元年度第2回四條畷市空家等対策協議会（書面開催）

次 第

- 1 はじめに
- 2 議題
 - （1）特定空家等の進捗報告について
 - （2）令和元年度空家等対策事業について
- 3 その他

1 はじめに

(1) 空家等対策協議会の書面開催について

令和2年3月下旬に開催を予定していた令和元年度第2回四條畷市空家等対策協議会は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図ること及び今回の協議会案件が進捗及び事業報告であることに鑑み、書面会議とさせていただきます。

なお、四條畷市空家等対策協議会規則第3条第2項の規定では、会議の開催には委員の過半数の出席が必要となっていることから別添様式の返送が過半数となったことをもって会議成立とさせていただきます。つきましては、別添様式のご返送にご協力をよろしくお願いいたします。

(2) 委員の変更

令和元年8月24日をもって、大東四條畷消防署の横田様、四條畷警察署の松谷様が任期を終了されました。また、NPO法人HELLO lifeの塩山様の後任として同法人の箭野美里（やのみさと）様が就任されました。

2 議題

次第1 特定空家等の進捗報告について

併せて送付しております、資料1 特定空家等にかかる認定の経過についてをご覧ください。

昨年、令和元年度第1回四條畷市空家等対策協議会において、「特定空家等の判定について」協議いただき、資料1の「協議会後の追加確認事項」までの内容をご確認いただきました。その後のフロー（四條畷市空家等対策推進計画P27参照）としまして、「協議会判断に基づき市長判断」を行い、その結果を資料1に追記しました。協議会時点からは空き家の管理状況等が変わったため、空き家番号の155-1、155-2については一部「特定空家判定シート」の判定を見直し、「経過観察」とすることとなりましたが、それ以外の物件はすべて特定空家と認定することとなりました。次の「指導・助言（法第14条第1項）」及びすべての所有者の確知のための調査を行っています。

各物件の進捗につきましても「認定後（資料送付時点）の対応」に追記しています。

次第2 令和元年度空家等対策事業について

併せて送付しております、資料2 令和元年度地域の空き家・空き地等の利活用等に関するモデル事業報告書をご覧ください。

(1) モデル事業について

今年度の空家等対策に関する事業としては、市内事業者を中心とした団体である四條畷市空家対策ネットワークが中心となり実施しました、国土交通省の「令

和元年度地域の空き家・空き地等の利活用等に関するモデル事業」への協力を中心に行いました。

本事業は、四條畷市空家対策ネットワークから、本市内の空家対策を推進すべく、先のモデル事業に応募したいので本市にも可能な範囲で協力してほしいと相談を受けたところから始まりました。本市としましても、不動産業者等の関係団体と協力していくことを四條畷市空家等対策推進計画にて掲げておりますので、本モデル事業に協力する運びとなりました。

まず、1ページの1. 事業概要についてをご覧ください。

本モデル事業の目的としましては、空家対策とその予防策について、行政と住民、事業者等が連携し、地域の実情に応じたきめ細やかな対策を講じることができ体制を構築するとともに、個別課題の解決を行い、その解決事例を蓄積することにあります。

続いて、2. 実施事業内容の詳細についてをご覧ください。

実施事業として、(2)の1)にありますとおり、まず構成員事業者・専門家等連携会議を開催しました。

空家相談と一言に申しましても、売買や賃貸だけでなく、相続など法的な知見が必要な場合もあれば、解体費用やリフォーム費用などに関わる融資が必要な場合もあります。また、空家を利活用される方とのマッチングが必要な場合も想定されます。そういった多岐にわたる事例が想定される中、持続可能な空家対策の相談連携体制を構築すべく、各々の専門家の立場からの意見交換や事例検討を行うため、本会議を開催いたしました。いただいた意見を参考に、令和2年度中での相談連携体制の構築に向けてスキームを検討しております。

また、司法書士として浅田委員に、NPO 法人として HELLO life 塩山前委員にもご出席いただきました。この場をお借りし改めて御礼申し上げます。

続いて、3ページの2) 地域セミナー&相談会をご覧ください。

市民や市内に空家を所有している所有者等を対象とした市民向けの空家セミナーや相談会を開催しました。

セミナーでは、「「空き家」で悩まないための知恵～考えよう！家のこと・地域のこと～」と題し、空家の利活用・管理、予防などについてお伝えし、相談会では空家所有者からの個別相談を専門家が受け、具体的なアドバイスを行いました。セミナー時に使用しました資料（「空き家」で悩まないための知恵～考えよう！家のこと・地域のこと～）を添付しておりますので、併せてご参照ください。

セミナーや相談会を開催するにあたり、本市で把握している空家所有者に対して案内文を送付したり、各自治会や高齢者施設、また地域金融機関協力のもと、地域に入って実施したりしたことで、多くの参加者が集まったと考えております。

また、畑中自治会でのセミナーや相談会の開催にあたり、佐藤副会長にもご協力を賜りました。この場をお借りし改めて御礼申し上げます。

続いて、4ページの下段 3) 事業者向けセミナーをご覧ください。

高齢者やその家族と接することが多く、空家に関する相談を受けることが多い

と考えられる福祉事業者向けのセミナーを開催いたしました。

続いて、6ページの5)をご覧ください。

空家の電話相談ホットラインを開設し、市のホームページや広報誌にて周知を行い、専門家による相談の受付を開始しました。

7ページ以降には、各種事業に取り組む際に工夫したことや事業実施スケジュール、四條畷市空家対策ネットワークからみた成果についてまとめております。主な成果を取り上げると、地域セミナーへの参加者が152人、相談会の相談件数が17件、電話ホットライン受付が16件です。相談を受けた中で、売却の検討中が3件、売却済が4件、賃貸として検討中が1件です。

(2) 事業の総括及び次年度に向けて

本市としては、本モデル事業を通じ、空家相談を受ける窓口設置の重要性やその相談窓口の周知、また空家所有者の意識啓発の重要性について再認識いたしました。その一方で、各種専門家との連携方法や費用負担など、持続可能な体制作りに向けた課題も多く見つかったと考えております。

次年度につきましては、各分野の専門家と引き続き連携しながら、実験的に実施した本事業をさらに実効性のあるものにするべく、検討を進めてまいります。

3 その他

(1) ご意見の提出方法について

別紙様式に下記2点についてご記入のうえ、同封の返信用封筒、FAX またはメールにて令和2年3月30日(月)までに事務局あてご返送くださいますよう、お願いいたします。

(1) 特定空家等の進捗報告について

(2) 令和元年度空家等対策事業について

ご返送いただきました結果については、事務局で取りまとめのうえ、委員皆さまあて後日ご報告させていただくとともに、市ホームページにて公表いたします。なお、次第1に関するご意見の中で、個人情報に関する部分が含まれている場合は、一部加工して公開または非公開とさせていただきます。

(2) 次回協議会の日程について

次回協議会の予定についてでございます。

特定空家等の候補となる空家が確認された場合、協議会のご意見を仰ぐ必要があると認められた場合、または今回と同様事業報告を行う場合に協議会を開催させていただきます。現時点では次の協議会の開催日は未定ですが、開催のめどが立ちましたら、改めて日程調整のご連絡をさせていただきます。